

厚木市犯罪被害者等日常生活支援に要する費用の助成及び支援金等に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市犯罪被害者等支援条例（令和7年厚木市条例第5号。以下「条例」という。）第7条及び第8条第1号から第5号までの規定に基づく支援の実施について、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、条例の例による。

- (1) 犯罪 条例第2条第1号に規定する犯罪等のうち、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（同法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 性犯罪 刑法第176条、第177条、第179条、第181条及び第241条に規定する罪並びにこれらの罪（同法第176条、第179条第1項、第181条及び第241条の罪を除く。）の未遂罪をいう。
- (3) 重傷病 療養の期間が1箇月以上（交通事故により害を被った場合は、3箇月以上）を要する負傷又は疾病をいう。
- (4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。

(遺族又は家族の範囲)

第3条 この要綱において、支援の対象となる遺族（以下「遺族」という。）は、犯罪により死亡した者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により死亡した者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者若しくは当該犯罪被害者と共に厚木市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱（令和4年施行）第6条に規定する受領証等の交付を受けた者（以下「配偶者等」という。）
- (2) 犯罪により死亡した者の二親等以内の親族（子については、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。次項第2号において同じ。）

2 この要綱において、支援の対象となる家族（以下「家族」という。）は、犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により害を被った者の配偶者等
- (2) 犯罪により害を被った者の二親等以内の親族

(家事等のサービス費用の助成)

第4条 市長は、犯罪被害（条例第2条第1号に規定する犯罪等を含む。以下同じ。）

により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等が家事及び介護等の支援サービス（以下「家事等のサービス」という。）を利用したときは、その費用の一部を助成するものとする。

2 助成額の上限は、1時間当たり4,000円とする。

3 助成の対象となる家事等のサービスは、30分を単位とし、一の犯罪被害について合計60時間までとする。

4 助成の対象となる家事等のサービスの内容は、次に掲げるものとする。

(1) 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事

(2) 食事、排泄、入浴等の介護

(3) 通院等の介助

5 前項各号に掲げる家事等のサービスは、当該サービスの提供を行う事業者が派遣するホームヘルパー等により実施されるものとする。

6 介護保険法（平成9年法律第123号）における訪問介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における居宅介護その他ホームヘルプサービスに関する制度を利用した場合の自己負担分の費用については、助成しない。

（家事等のサービス費用の助成対象者）

第5条 前条の助成対象者は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、次の各号のいずれかの資格要件に該当する者であって、犯罪被害を受けたことにより、家事、介護等に支障が生じていると認められるものとする。

(1) 遺族であって、助成の申請を行う時点において市民であること。

(2) 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪被害を受けた者であって、助成の申請を行う時点において市民であること。

(3) 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪被害を受けた者の家族であって、助成の申請を行う時点において市民であること。

（一時保育等のサービス費用の助成）

第6条 市長は、犯罪被害により犯罪被害者等が監護する子の家庭での保育が困難となった場合であって、その監護する子のために一時保育又は一時預かりのサービス（以下「一時保育等のサービス」という。）を利用したときは、その費用の一部を助成するものとする。

2 助成額の上限は、次のとおりとする。

(1) 就学前の子 1人につき1回当たり3,000円

(2) 小学校に就学中の子 1人につき1回当たり7,200円

3 助成の回数は、その監護する子1人につき、一の犯罪被害について合計で10回までとする。

4 助成の対象となる一時保育等のサービスは、当該サービスの提供を行う事業者により実施されるものとする。

（一時保育等のサービス費用の助成対象者）

第7条 前条の助成対象者は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第5条各号のいずれかに該当する者

(2) 就学前の子又は小学校に就学中の子を監護する者

(配食等のサービス費用の助成)

第8条 市長は、犯罪被害者等が犯罪被害により健康の維持を図るための食事を用意できない場合であって、配食サービス又はフードデリバリーサービス（以下「配食等のサービス」という。）を利用したときは、その費用の一部を助成するものとする。

2 助成額の上限は、1人につき1回当たり1,000円とする。

3 助成の回数は、1人につき、一の犯罪被害について合計30回までとする。

4 助成の対象となる配食等のサービスは、当該サービスの提供を行う事業者により実施されるものとする。

(配食等のサービス費用の助成対象者)

第9条 前条の助成対象者は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、かつ、第5条各号のいずれかに該当する者が犯罪被害を受けたことにより、健康の維持を図るための食事を用意することに支障が生じていると認められる者とする。

(転居費用の助成)

第10条 市長は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等（以下「居住困難者」という。）が新たな住居へ転居又は転出をするために要する費用及び新たな住居へ一時的に転居し、又は転出した後に従前の住居に戻る場合若しくは市内の別の住居に転居する場合に要する費用の一部を助成するものとする。

2 前項に規定する居住困難者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 従前の住居又はその付近において犯罪により害を被ったために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者

(2) 犯罪により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

(3) 二次被害を受けた者又は再被害を受け、若しくは受けるおそれのある者

(4) 犯罪による傷病、後遺障害、家族構成員の死亡等により、従前の住居における従来の生活を維持することが困難になった者

(5) この要綱による転居費用の助成を受けた後、市内の転居先で二次被害を受けた者又は再被害若しくはそのおそれにより再び転居が必要となった者

3 第1項に規定する新たな住居へ一時的に転居し、若しくは転出した後に従前の住居に戻る場合又は市内の別の住居に転居する場合は、前項第1号から第4号までのいずれかに該当する者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 新たな住居に一時的に居住した後、前項第1号から第4号までに規定するものが一定程度解消されるなどによって従来の生活への復帰を図るべく、従前の住居

に戻る場合又は市内の別の住居に転居する場合

(2) 利用期限のある住居等に一時的に居住し、退去せざるを得なくなった場合であって、従前の住居に戻る場合又は市内の別の住居に転居する場合

4 助成額の上限は、1回当たり200,000円とし、一の犯罪被害について1回の転居又は転出を限度とする。ただし、第2項第5号又は前項に該当する場合は、合計で2回を限度とする。

5 助成の対象となる転居費用の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 引越しに係る運送費用及び荷造り、不用品の廃棄等のサービスに係る費用

(2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃、原状回復に係る費用等

6 前項各号に掲げる費用は、引越事業者、不動産事業者等に支払ったものに限る。

7 助成の対象となる犯罪被害は、過失によるものを除く。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(転居費用の助成対象者)

第11条 前条の助成対象者は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できる居住困難者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 遺族であって、当該犯罪が行われた時に当該犯罪により死亡した市民と同居していたもの

(2) 犯罪により重傷病を負った者であって、当該犯罪が行われた時に市民であったもの

(3) 性犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪が行われた時に市民であったもの

(4) 放火（刑法第108条、第111条第1項又は第117条第1項の罪をいう。）により住居が滅失し、又は著しく損壊した者であって、当該犯罪が行われた時に市民であったもの

(助成の申請)

第12条 第4条、第6条、第8条又は第10条に規定する助成を受けようとする者は、厚木市犯罪被害者等日常生活支援に要する費用助成及び支援金支給申請書兼報告書及び犯罪被害に関する申立書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該助成を受けようとする者は、支援が適正な事業者によって行われるよう、原則として、事前に犯罪被害者等への支援を所管する課に相談するものとする。

2 前項に規定する申請書には、第4条、第6条、第8条又は第10条に規定する各支援の支払費用を証する領収書その他の支払費用の内容を証明することができる書類及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分ごとに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、この要綱による他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 家事等のサービス費用、一時保育等のサービス費用及び配食等のサービス費用
ア 第5条第1号に該当する遺族が申請するとき。

(ア) 申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することが

できる書類

- (イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (ウ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (エ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、当該犯罪により死亡した者の死亡時に、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった場合は、当該事実を認めることができる書類
- (オ) 申請者が犯罪により死亡した者と、当該犯罪により死亡した者の死亡時に、パートナーシップの関係にあった場合は、当該事実を認めることができる書類

イ 第5条第2号に規定する者又は同条第3号に規定する家族が申請するとき。

- (ア) 申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類
- (イ) 重傷病を負った者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書
- (ウ) 第5条第3号に規定する家族にあつては、同条第2号に規定する者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (エ) 第5条第2号に規定する者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、当該犯罪が行われた時に、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった場合は、当該事実を認めることができる書類
- (オ) 第5条第2号に規定する者と、当該犯罪が行われた時に、パートナーシップの関係にあった場合は、その事実を認めることができる書類

(2) 転居費用

ア 第11条第1号に該当する遺族が申請するとき。

- (ア) 犯罪により死亡した者が当該犯罪が行われた時に市民であり、遺族と当該犯罪により死亡した者が当該犯罪が行われた時に同居していたことを証明することができる書類
- (イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (ウ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (エ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、当該犯罪により死亡した者の死亡時に、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった場合は、当該事実を認めることができる書類
- (オ) 申請者が犯罪により死亡した者と、当該犯罪により死亡した者の死亡時に、パートナーシップの関係にあった場合は、当該事実を認めることができる書類

イ 第11条第2号又は第3号に規定する者が申請するとき。

(ア) 申請者が当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類

(イ) 重傷病を負った者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

ウ 第11条第1項第4号に該当する者が申請するとき。

(ア) 申請者が当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類

(イ) 罹災証明書

3 前2項の規定にかかわらず、申請者が未成年又は負傷若しくは疾病により第1項に規定する申請書の提出が困難と市長が認める場合は、その家族が犯罪被害者の代理として申請し、支給を受けることができる。ただし、犯罪被害者の不利益が生じないよう、家族による代理申請について、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

(遺族支援金の支給)

第13条 市長は、犯罪により市民が死亡した場合について遺族に対し300,000円を支給する。ただし、既に第15条に規定する重傷病支援金を支給された者が当該重傷病支援金の受給に係る犯罪に起因して死亡した場合にあつては、300,000円を上限に、既に支給された当該重傷病支援金の支給額との差額分を支給する。

(遺族支援金の支給対象者)

第14条 前条の支給対象者は、犯罪（第2条第1号に規定する犯罪のうち、人の生命又は身体を害する行為であり、過失による行為を除いたものに限る。第16条において同じ。）により死亡した者である市民の遺族であつて、第2項及び第3項に規定する第1順位の遺族となる者とする。

2 前項の遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪により死亡した市民の配偶者等

(2) 犯罪により死亡した市民の収入によって生計を維持していた当該市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪により死亡した市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては同項各号に掲げる順序とし、また、父母については養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（前項各号に掲げる者に限る。）を第1順位の遺族とすることができる。

4 前項の場合において、遺族支援金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給又は第19条第3項の場合において代理として

の家族の1人に対してした支給は、当該支援金の支給対象者全員に対しなされたものとみなす。

(重傷病支援金の支給)

第15条 市長は、犯罪により市民が重傷病を負った場合は、次のとおり支給する。

(1) 療養の期間が1箇月以上で、かつ、入院3日間以上を要する負傷若しくは疾病である場合、精神疾患であり、療養の期間が1箇月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度である場合又は交通事故により害を被り、療養の期間が3箇月以上である場合 100,000円

(2) 療養の期間が1箇月以上を要する負傷若しくは疾病又は精神疾患である場合 50,000円

2 前項第1号の規定にかかわらず、一の犯罪被害につき、既に第17条に規定するところにより性犯罪被害支援金として50,000円の支給を受けている場合は50,000円を支給し、100,000円の支給を受けている場合は支給しない。

(重傷病支援金の支給対象者)

第16条 前条の支給対象者は、犯罪により重傷病を負った者であって、当該犯罪が行われた時に市民であったものとする。

(性犯罪被害支援金の支給)

第17条 市長は、市民が受けた性犯罪被害(第13条及び第15条に該当する場合を除く。)

のうち、刑法第177条、第179条第2項、第181条第2項若しくは第241条又はこれらの罪(同法第181条第2項若しくは第241条の罪を除く)の未遂罪の場合は100,000円、同法第176条、第179条第1項又は第181条第1項の場合は50,000円を支給する。

(性犯罪被害支援金の支給対象者)

第18条 前条の支給対象者は、性犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪が行われた時に市民であったものとする。

(支援金の申請)

第19条 支援金の支給を受けようとする者は、厚木市犯罪被害者等日常生活支援に要する費用助成及び支援金支給申請書兼報告書及び犯罪被害に関する申立書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該区分ごとに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、この要綱による他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合その他市長がその提出を不要と認める場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 遺族支援金

ア 犯罪により死亡した者が当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類

イ 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、当該犯罪により死亡した者の死亡時に、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった場合は、当該事実を認めることができる書類

オ 申請者が犯罪により死亡した者と、当該犯罪により死亡した者の死亡時に、パートナーシップの関係にあった場合は、当該事実を認めることができる書類

(2) 重傷病支援金及び性犯罪被害支援金

ア 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類

イ 第15条第1項第1号に規定する重傷病を負った者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の証明書

ウ 第15条第1項第2号に規定する重傷病を負った者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

- 3 前2項の規定にかかわらず、申請者が未成年又は負傷若しくは疾病により第1項に規定する申請書の提出が困難と市長が認める場合は、その家族が犯罪被害者の代理として申請し、支給を受けることができる。ただし、犯罪被害者の不利益が生じないように、家族による代理申請について、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

(法律相談の実施)

第20条 市長は、法的知識についての犯罪被害者等の支援を目的として、犯罪被害に精通した弁護士による法律相談（以下「法律相談」という。）を実施する。

- 2 法律相談は、一の犯罪被害について1回当たり60分を目安として利用開始日から起算して3年以内に2回まで実施することができるものとし、当該費用については市が負担する。ただし、市長が必要と認めるときは、その期間を延長し、又は回数を追加して利用することができるものとする。

- 3 法律相談は、神奈川県弁護士会に所属する弁護士（以下「弁護士」という。）に委託して実施するものとし、その実施内容については、神奈川県弁護士会と市が協議するものとする。

(法律相談の対象者等)

第21条 法律相談の対象者は、市民であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 犯罪被害者又はその家族若しくは遺族
- (2) 市長が法律相談をする必要があると認めた者

- 2 法律相談は、次の各号のいずれかに該当する相談内容について実施する。

- (1) 犯罪被害の届出又は告訴
- (2) 警察又は検察庁による犯罪被害者等の事情聴取、捜査状況等

- (3) 刑事裁判、示談、損害賠償請求等
- (4) 検察審査会、被害者等通知制度等
- (5) マスコミ対策等の二次被害の防止
- (6) 犯罪被害者等給付金、弁護士費用の扶助その他の経済的支援
- (7) その他市長が必要と認めるもの

3 一の犯罪被害について、既に法律相談を受けた者の他の遺族又は家族が新たに法律相談を利用することはできない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(カウンセリングの実施)

第22条 市長は、犯罪等により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう心理学的な専門知識及び技術を有するカウンセラーによるカウンセリング（以下「カウンセリング」という。）を実施する。

2 カウンセリングは、一の犯罪被害について1回当たり60分を目安として利用開始日から起算して3年以内に10回まで受けることができるものとし、当該費用については市が負担する。ただし、市長が必要と認めるときは、その期間を延長し、又は回数を追加して利用することができる。

3 カウンセリングは、公益社団法人神奈川被害者支援センター（以下「センター」という。）に委託して実施するものとし、その実施内容については、センターと市が協議して定めるものとする。

(カウンセリングの対象者等)

第23条 カウンセリングの対象者は、市民であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 犯罪被害者又はその家族若しくは遺族
- (2) 市長がカウンセリングを受ける必要があると認めた者

2 カウンセリングは、次の各号のいずれかに該当する相談内容について実施する。

- (1) 心や身体に関する悩み
- (2) 家族関係の問題
- (3) 職場、学校等の日常生活上の問題
- (4) 対人関係に関する問題
- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 第1項に規定する対象者のうち、精神科等の医師による治療を受けているものにあつては、カウンセリングの利用について主治医の了解を得ていることを要するものとする。

(専門相談の申請)

第24条 法律相談及びカウンセリング（以下「専門相談」という。）の利用を希望する者（以下「相談者」という。）は、厚木市犯罪被害者等専門相談・緊急避難場所利用申請書及び犯罪被害に関する申立書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、相談者が申請を行う時点において市民であることを

証明することができる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。ただし、この要綱による他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合その他市長がその提出を不要と認める場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(専門機関との連携等)

第25条 専門相談を受託する者（以下「受託者」という。）は、専門相談を実施した場合において、市長が必要と認めるときは、他の専門機関との連携、紹介等を行うものとする。

(実施状況及び記録)

第26条 受託者は、専門相談を実施したときは、市長に対し厚木市犯罪被害者等支援法律相談報告書又は厚木市犯罪被害者等支援カウンセリング報告書を作成し、及び提出するものとする。

(緊急避難場所の提供)

第27条 市長は、犯罪被害者又はその家族若しくは遺族であって市民であるものに、犯罪直後の避難場所として一時的に安全な居住場所を確保し、当該費用を負担することにより、当該犯罪による精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、市内のホテル等の協力を得て緊急避難場所を提供する。

2 前項に規定する緊急避難場所の提供（以下「緊急避難場所の提供」という。）は、原則として、神奈川県（以下「県」という。）が神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成21年神奈川県条例第3号）に基づいて行う支援のうち、緊急避難場所（ホテル等）の提供に関する実施要領（以下「県実施要領」という。）に従って犯罪被害者又はその家族若しくは遺族に提供する緊急避難場所における延泊として実施する。

3 緊急避難場所の提供は、同一利用者につき、2泊までとする。

4 緊急避難場所の提供に伴う費用（宿泊に要する経費、サービス料を含む。）については、市が負担する。ただし、飲食代、避難場所までの交通費等の実費は、利用者が負担するものとする。

5 緊急避難場所の提供は、原則として県が県実施要領に基づき緊急避難場所の提供に関する協定を締結した事業者（以下「協定事業者」という。）において実施するものとし、その実施内容については、協定事業者と市が協議して定めるものとする。

(緊急避難場所の提供対象者)

第28条 緊急避難場所の提供は、市民であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 犯罪被害者又はその家族若しくは遺族

(2) 県実施要領に基づいて緊急避難場所の提供を受けた者であって、延泊する必要があると認められたもの

(緊急避難場所の提供の利用申請)

第29条 前条に規定する対象者は、厚木市犯罪被害者等専門相談・緊急避難場所利用申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出が前条に規定する対象者にとって著しい身体的若しくは精神的な負担を伴うと市長が判断できる場合又は犯罪被害者等の置かれている状況や緊急性を鑑みて申請書の提出が困難と市長が認める場合は、前条に規定する対象者からの口頭による申出により申請できるものとする。

3 前2項に規定する申請においては、申請者が申請を行う時点において市内に住所を有することを証明することができる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、この要綱による他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合その他市長がその提出を不要と認める場合は、当該書類を省略することができる。

(緊急避難場所の提供の費用)

第30条 緊急避難場所の提供に伴う費用(宿泊に要する経費、サービス料を含む。)の上限は、1泊11,000円とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた事情がある場合は、この限りでない。

(緊急避難場所の提供の費用の請求及び支払)

第31条 前条に規定する費用の請求について、協定事業者は、次に掲げる事項を記載した請求書により、利用者の宿泊終了後速やかに請求するものとする。

- (1) 請求金額、算出の基礎及び債権を発生した事実
- (2) 協定事業者の所在地及び代表者名
- (3) 請求年月日

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに協定事業者に費用を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第32条 弁護士、センター、受託者及び協定事業者は、収集した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び厚木市個人情報保護条例(令和4年厚木市条例第19号)の規定に従って、適切に取り扱うものとする。

2 弁護士、センター、受託者及び協定事業者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(支援の制限)

第33条 市長は、次に掲げる場合には、第4条、第6条、第8条及び第10条に規定する費用の助成、第13条、第15条及び第17条に規定する支援金の支給、第20条及び第22条に規定する専門相談の実施並びに第27条に規定する緊急避難場所の提供の支援(以下「各支援」という。)を行わないことができる。

- (1) 各支援の申請書を提出する者(以下「各支援の申請者」という。)が、当該犯罪を誘発し、又はその責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 各支援の申請者が、厚木市暴力団排除条例(平成23年厚木市条例第12号)第2条第1項第4号に規定する暴力団員等であった場合
- (3) 第13条、第15条及び第17条に規定する支援金の支給については、当該の犯罪被害に関して、他の市町村(特別区を含む。)から同種の支給を受けたことがある

場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断し、各支援を行うことが社会通念上適切でないと市長が認めた場合

(申請の期限)

第34条 各支援の申請者は、次の各号に定める期間を経過した場合は、申請することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第12条、第19条及び第24条の規定による申請については、犯罪が行われた日から起算して2年を超えない期間

(2) 前号の規定にかかわらず、第24条に規定する申請のうちカウンセリングの利用の申請については、犯罪が行われた日から起算して3年を超えない期間

(3) 第10条第4項に規定する転居費用の2回目の申請については、1回目の転居日から起算して1年を超えない期間

2 前項の規定にかかわらず、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(各支援の実施の決定等)

第35条 市長は、各支援の申請があつた場合には、速やかに、各支援の実施又は不実施を決定し、第12条及び第19条の申請にあつては厚木市犯罪被害者等日常生活支援に要する費用の助成及び支援金交付決定通知書兼額確定通知書により、第24条及び第29条の申請にあつては厚木市犯罪被害者等専門相談・緊急避難場所利用結果通知書により、各支援の申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、犯罪被害者又は各支援の申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者等の続柄、居住の実態等を調査することができる。

3 市長は、第1項の規定により費用の助成又は支援金の支給を決定したときは当該決定を受けた者からの次条に基づく請求に応じて助成又は支給を実施し、専門相談又は緊急避難場所の提供を決定したときは当該実施の決定を受けた者と受託者又は協定事業者と調整を行い実施するものとする。

4 市長は、第1項の規定により専門相談又は緊急避難場所の提供を決定したときは、厚木市犯罪被害者等支援法律相談依頼書、厚木市犯罪被害者等支援カウンセリング依頼書又は厚木市犯罪被害者等緊急避難場所提供決定通知書により受託者又は協定事業者へ通知するものとする。

(助成又は支給の請求)

第36条 前条第1項に規定する助成又は支給の決定を受けた者は、厚木市犯罪被害者等日常生活支援に要する費用助成金・支援金交付請求書により、当該助成金又は支援金を請求するものとする。

(各支援の実施の決定の取消し)

第37条 市長は、各支援の実施の決定を受けた者（以下「実施決定者」という。）が

その資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、実施決定者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(助成費用、支援金等の返還)

第38条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に各支援が実施されているときは、市長は、次に掲げるものの一部又は全額の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条、第6条、第8条及び第10条に規定する助成金
- (2) 第13条、第15条及び第17条に規定する支援金
- (3) 第20条及び第22条に規定する専門相談費用
- (4) 第27条に規定する緊急避難場所の提供費用

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。